

令和8年1月7日
青森県環境エネルギー部
資源循環推進課

産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

1 被処分者

(1) 住 所 青森県むつ市横迎町二丁目12番3号

(2) 名 称 菊池トラック株式会社

(3) 代表者 代表取締役 菊池 秋彦

(4) 許可区分

○産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00200011958）

○産業廃棄物処分業（許可番号 00220011958）

○産業廃棄物処理施設の設置

　がれき類の破碎施設（許可番号 25-8の2-4）

　木くずの破碎施設（移動式）（みなし許可）

　がれき類の破碎施設（みなし許可）

　がれき類の破碎施設（移動式）（みなし許可）

　産業廃棄物の焼却施設（みなし許可）

2 不利益処分の内容

1(4)の許可の取消処分

3 処分年月日

令和8年1月7日

4 不利益処分の原因となる事実

被処分者が、令和5年2月9日から同年6月22日までの間に、産業廃棄物である木くずを、被処分者の管理地（むつ市大字田名部字斗南岡地内）にみだりに捨てたことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の規定に違反するものである。

このことは、同法第14条の3の2第1項第5号及び第15条の3第1項第2号の規定に該当するものである。